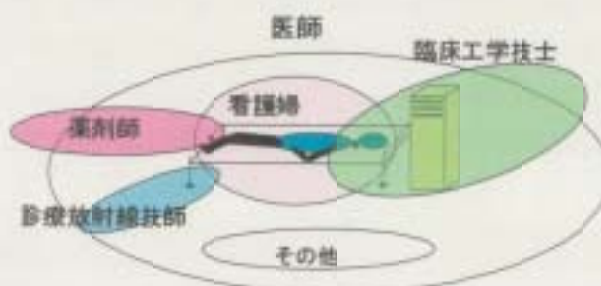


医療機器産業と臨床工学技士

(社)日本臨床工学技士会 会長 川崎忠行

生命維持管理装置領域の医療関係職種



臨床工学技士：生命維持管理装置の操作(診療の補助行為)等

看護師：診療の補助行為

薬剤師：医薬品調剤業務等

診療放射線技師：治療用放射線機器の操作(放射線の照射)等

チーム医療の成熟



臨床工学技士の誕生

1987年、臨床工学技士法が制定

人の生命に直結する、呼吸、循環、代謝機能を機器装置により代替又は補助する機器を生命維持管理装置と定義し、その操作及び保守点検を業とする臨床工学技士が法制度化された

法制定理由

- 1、この生命維持管理装置の操作には、高い専門性があり、従来の医療関係職種での対応は十分ではないこと
- 2、今後も医療への工学的技術の導入は更に続くことが想定されること
- 3、既に、医療現場にこれらの機器を担当する技術員が従事し、法的整合性を整える必要があること

生命維持管理装置とは

人の生命に直結する、呼吸、循環、代謝機能を機器装置により代替又は補助する機器を生命維持管理装置

人工呼吸器、高気圧酸素治療装置

人工心肺装置、体外式心臓ペースメーカー

透析装置、人工腎臓

手術室機器、ICU・CCU機器

臨床工学技士の業務分類

臨床工学技士業務指針(厚生省健康政策局医事課長通知より)

- 1、呼吸治療業務
- 2、人工心肺業務
- 3、血液浄化業務
- 4、手術室・ICU業務
- 5、高気圧治療業務
- 6、その他の業務
IABP、降細動器、ペースメーカー
- 7、保守点検関連業務

準備

始業点検

治療開始から終了

装置の脱着

(シャントへの穿刺等)

監視・操作・記録

患者モニタ等

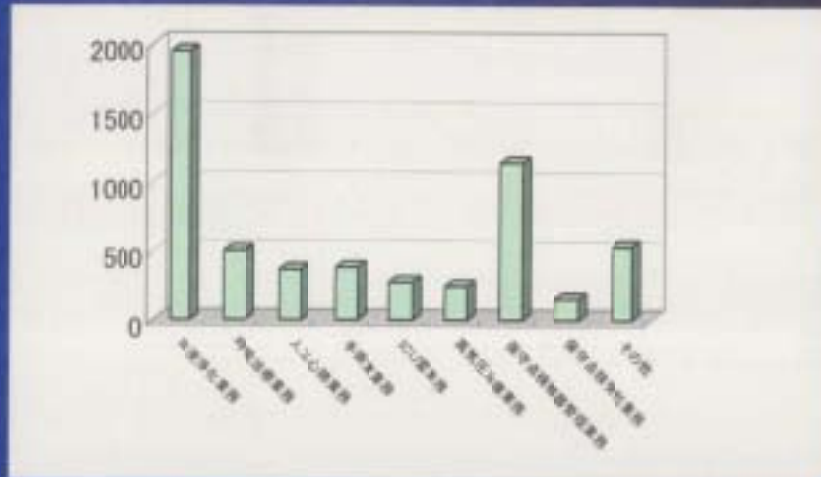
終了後

機器の洗浄・消毒

消毒・止血等の処置

臨床工学技士が従事する主な業務実態 (1)

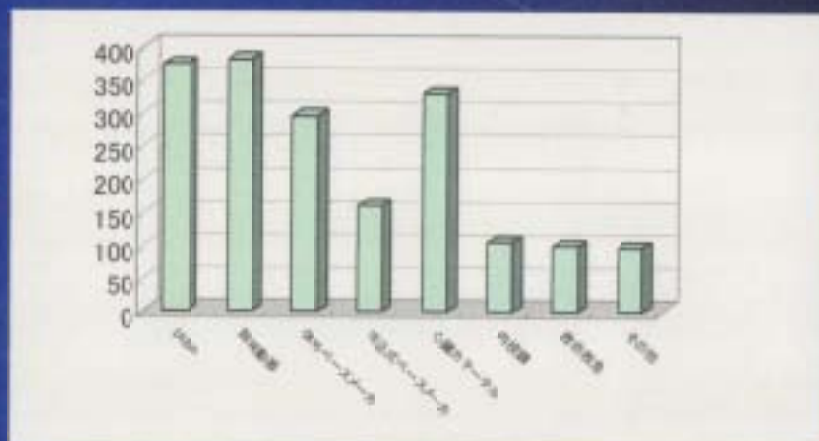
N=2306



2001年4月現在

臨床工学技士が従事する業務実態 (2)

N=645/2306



2001年4月現在